廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和８年11月
環境省環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制担当参事官室

１．改正の趣旨

リチウム蓄電池が廃棄物となったもの（以下「リチウム蓄電池廃棄物」という。）及びリチウム蓄電池を部品として使用する製品が廃棄物となったもの（以下「リチウム蓄電池使用製品廃棄物」という。）の適正な処理を確保し、リチウム蓄電池廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品廃棄物に起因する火災の発生及び延焼を防止するため、必要な規定を整備する等所要の改正を行うものである。

２．改正の内容

（１）リチウム蓄電池廃棄物及びリチウム蓄電池使用製品廃棄物の処理の明記

石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（以下「石綿含有廃棄物等」という。）については、これらの性質に鑑み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）において個別に廃棄物処理基準を規定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）においても、一連の処理の行程においてこれらの廃棄物の処理が含まれる旨を明らかにすること等としている。今般、令を改正し新たにリチウム蓄電池廃棄物及びリチウム蓄電池使用製品廃棄物に係る廃棄物処理基準を規定することを検討しており、それに伴い、規則においても、石綿含有廃棄物等と同様に、次の措置を講ずることとする。

①　保管の場所に係る掲示板の記載事項の追加（規則第１条の５、第７条の３及び第７条の５関係）

積替えのための保管を行う場所において、リチウム蓄電池廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品廃棄物を保管する場合は、廃棄物の保管に関し必要な事項を表示する掲示板にその旨を記載することとする。同様に、産業廃棄物の処分等のための保管の場所において、リチウム蓄電池が産業廃棄物となったもの（以下「リチウム蓄電池産業廃棄物」という。）及びリチウム蓄電池を部品として使用する製品が産業廃棄物となったもの（以下「リチウム蓄電池使用製品産業廃棄物」という。）を保管する場合には、その旨を掲示板に記載することとする。

②　帳簿記載事項の追加（規則第２条の５、第８条の５及び第 10 条の８関係）

一般廃棄物処理業者、一部の産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者が備える帳簿において、処理を行う一般廃棄物又は産業廃棄物にリチウム蓄電池廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品廃棄物が含まれる場合には、これらに係る処理に関する事項を記載することとする。

③　輸出確認申請、輸入許可申請及びこれらの報告書の記載事項の追加（規則第６条の27、第６条の 28、第 12 条の 12 の 20、第 12 条の 12 の 21、第 12 条の 12 の 25 及び第 12 条の 12 の 26 関係）

一般廃棄物又は産業廃棄物の環境大臣の輸出確認を受けようとする者は、リチウム蓄電池廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品廃棄物が含まれる場合には、申請書にその旨及びこれらの数量を記載することとする。また、当該確認に係るリチウム蓄電池廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品廃棄物の処分を終了したときには、その旨を報告書に記載することとする。

同様に、リチウム蓄電池廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品廃棄物の輸入許可に係る申請書及び報告書においても、これらが含まれる旨を記載することとする。

④　産業廃棄物保管基準の強化（規則第８条関係）

令の改正及び①により一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準に追加する保管に係る次の基準について、産業廃棄物保管基準においても適用することとする。

・保管を行う場合には、当該保管場所の掲示板にその旨を記載すること
・保管の場所には、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設けることその他火災の発生又は延焼を防止するための措置を講ずること
・みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと
・炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けること

⑤　委託契約書の記載事項の追加（規則第８条の４の２関係）

リチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託契約書においてその旨を記載することとする。

⑥　産業廃棄物管理票の記載事項及び交付時の確認事項の追加（規則第８条の 20 及び第８条の 21 関係）

排出事業者は、処理を委託するリチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物の数量を産業廃棄物管理票に記載するとともに、これらを受託者に引き渡すときに、処理を委託する産業廃棄物にリチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物が含まれる旨と数量を確認の上、産業廃棄物管理票を交付することとする。

⑦　情報処理センターへの登録事項等の追加（規則第８条の 31 の５、第８条の 32 及び第８条の 36 関係）

情報処理センターへの登録手続に当たり、受託者に通知した上で登録すべき事項として、処理を委託する産業廃棄物にリチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物が含まれる場合はその旨を追加することとする。また、情報処理センターによる都道府県知事等に対する報告事項においても、これらが含まれる旨を記載することとする。

⑧　許認可に係る申請書又は変更届出の記載事項の追加（規則第８条の 38 の５、第９条の２、第 10 条の４及び第 10 条の 10 関係）

次の許認可に係る申請書又は変更届出において、リチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物を処理する場合はその旨を記載することとする。
・二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る認定
・産業廃棄物処理業の許可
・産業廃棄物処理業の変更届出

⑨　再委託における委託契約書等の記載事項の追加（規則第 10 条の６の６及び第 10 条の７関係）

産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を再委託する場合における委託した排出事業者又は中間処理業者の承諾の書面において、リチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。また、再委託契約の書面においても同様とする。

⑩　優良認定事業者の基準における公表事項の追加（規則第９条の３、第 10 条の４の２、第 10 条の 12 の２及び第 10 条の 16 の２関係）

産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者のうち優良認定事業者の基準の一つを、事業の用に供する施設において処理する廃棄物に係る情報を公表し、更新していることとしている。処理する廃棄物にリチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物が含まれる場合、その旨を公表していることを基準に追加することとする。

⑪　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出事項の追加（規則第 12 条の７の 17 関係）

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ届け出たときは、許可を受けないで当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる。リチウム蓄電池廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品廃棄物は、当該特例の対象となる一般廃棄物として環境省令で定めるもののうち、廃プラスチック類の破砕施設又は焼却施設において処理される「特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったもの」に該当し得ると考えられる（規則第 12 条の７の 16 第１号又は第２号）。

これらの施設において届出によりリチウム蓄電池が一般廃棄物となったもの（以下「リチウム蓄電池一般廃棄物」という。）及びリチウム蓄電池を部品として使用する製品が一般廃棄物となったもの（以下「リチウム蓄電池使用製品一般廃棄物」という。）を処理するときには、届出事項にその旨を記載することとする。また、届出を受理した都道府県知事等が当該産業廃棄物処理施設の設置者に交付する書類においても、当該産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物にリチウム蓄電池一般廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品一般廃棄物の処理が含まれる旨を記載することとする。

⑫　有害使用済機器の保管基準の強化（規則第 13 条の８関係）

有害使用済機器にリチウム蓄電池が含まれる場合の保管の基準として、次の事項を追加することとする。

・みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと
・炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けること

⑬　様式の記載事項の追加（様式第２号ほか関係）

産業廃棄物処理業の許可申請書や許可証等の様式中、廃棄物の種類を記載する欄において、当該廃棄物にリチウム蓄電池廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載することとする。

なお、この省令の施行の際現にある様式により申請書等が既に提出され、又は許可証等が交付されているものについては、改正後の様式によるものとみなし、改正に伴う書類の差し替えを不要とする等の経過措置を設けることとする。

（２）産業廃棄物収集運搬船において表示する許可番号の桁数の変更（規則第７条の２、様式第１号関係）

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶において表示する許可番号を下６桁に限定することとする。なお、様式については（１）⑬と同様の経過措置を設けることとする。

（３）その他

令の改正に伴う号の細分のずれの手当や表現の適正化等所要の改正を行うこととする。

３．今後のスケジュール（予定）

令和８年 12 月下旬　公布
令和９年４月１日　　施行
※改正内容のうち、２.（３）の表現の適正化に係るものについては、公布日施行とする。
※スケジュールは今後変更の可能性がある。